

# 営繕工事及び設計委託業務における電子契約について

茨城県土木部営繕課

茨城県土木部営繕課では、DX（デジタル・トランスフォーメーション）の取組の一環として、営繕工事及び設計委託業務において、電子契約を導入しております。

## 《電子契約のメリット》

- ・ 契約事務の時間（印刷、製本、郵送、押印等の作業）の削減
- ・ 費用（印紙代、郵送代、封筒代）の削減
- ・ 契約締結までの時間（郵送に要する時間の削減）
- ・ テレワークの推進や新型コロナウイルスまん延防止に寄与

## 1 電子契約の利用方法

- ・ 入札に参加する際に、電子契約に利用する電子メールアドレスを発注者に提出
- ・ 落札後、契約書等をデータで発注者に提出
- ・ 電子契約システムから電子メールが届くので、承認手続きを行い、契約成立
- ・ 詳細については、以下のアドレスから利用ガイドをご確認ください。電子契約に必要なフローを示しております。

〔監理課建設業担当ホームページ〕 URL :

[https://kennsetugyou-ibaraki.jp/electronic\\_contracting/](https://kennsetugyou-ibaraki.jp/electronic_contracting/)

## 2 対象案件

営繕課で発注する全ての工事及び設計委託業務

※書面での契約を行うこともできます。

## 3 お問い合わせ先

営繕課庶務担当 TEL 029-301-4546

FAX 029-301-4569

※営繕課の発注案件に関することに限ります。